

# 利用にあたって

## 1 利用上の注意

本書に掲げる平成 17 年国勢調査の数値は、要計表に基づき独自に集計した速報値であり、後日総務省統計局が公表する確定値（平成 18 年 10 月末日までに公表予定）とは必ずしも一致しない。

なお、確定値による北九州市の町別人口も公表する予定である。

## 2 調査の時期

平成 17 年 10 月 1 日午前零時（以下「調査時」という。）現在によって行われた。

## 3 調査の対象

調査時現在、本邦に「常住している者」について行った。「常住している者」とは、調査時現在 3 か月以上住んでいるか、又は住むことになっている者をいい、3 か月以上にわたって住んでいる住居又は住むことになっている住居のない者は、調査時現在いた場所に「常住している者」とみなした。

ただし、次の者たちは、それぞれ次に述べる場所に「常住している者」とみなしてその場所で調査した。

- (1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、第 82 条の 2 に規定する専修学校又は第 83 条第 1 項に規定する各種学校に在学している者で、通学のために寄宿舍、下宿その他これらに類する宿泊施設に宿泊している者は、その宿泊している施設。
- (2) 病院又は療養所に引き続き 3 か月以上入院し、又は入所している者はその病院又は療養所、それ以外の者は 3 か月以上入院の見込みの有無にかかわらず自宅。
- (3) 船舶に乗り組んでいる者で陸上に生活の本拠を有する者はその住所、陸上に生活の本拠の無い者はその船舶。なお、後者の場合は、日本の船舶のみを調査の対象とし、調査時に本邦の港に停泊している船舶のほか、調査時前に本邦の港を出港し、途中外国の港に寄港せず調査時後 5 日以内に本邦の港に入港した船舶について調査した。
- (4) 自衛隊の営舎内又は自衛隊の使用する船舶内の居住者は、その営舎又は当該船舶が籍を置く地方総監部（基地隊に配属されている船舶については、その基地隊本部）の所在する場所。
- (5) 刑務所、少年刑務所又は拘留所に収容されている者のうち、死刑の確定した者及び受刑者並びに少年院又は婦人補導院の在院者は、その刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院又は婦人補導院。

外国人もすべて調査の対象としたが、次の者は除いた。

- (1) 外国政府の外交使節団・領事機関の構成員（随員を含む）及びその家族
- (2) 外国軍隊の軍人、軍属及びその家族

## 4 世帯について

次にあげるような集まりや単身者を一つの世帯とした。

- (1) 住居と生計をともにしている人の集まり、又は一戸を構えて住んでいる単身者。ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含めている。
- (2) 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などで下宿している単身者。
- (3) 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍、独身寮などに居住している単身者
- (4) 学校の学生寮・寄宿舍に住んでいる人は棟ごと。なお、管理人等がいる場合は、学生の世帯に含めず別世帯とした。
- (5) 病院・療養所などに、既に 3 か月以上入院している入院患者、老人ホーム、児童保護施設などの入所者は棟ごと。
- (6) 自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者は、中退又は艦船ごと。
- (7) 矯正施設などの入所者は、建物ごと。
- (8) 定まった住居を持たない単身者や陸上に生活の本拠（住所）を有しない船舶乗組員などは一人一人。

## 5 その他

- (1) 平成 12 年以前の数値は総務省統計局公表の確定値である。
- (2) 統計表中の記号は次のとおり。  
「 - 」 該当数値なしを表す  
「 」 マイナスを表す  
「 0.0 」 表章単位未満を表す
- (3) 町別集計に用いた町丁字名は、平成 17 年 10 月 1 日現在の公称町名を使用している。
- (4) 数値の単位未満は四捨五入しているため、総数と内訳の合計が一致しない場合がある。
- (5) 昭和 50 年までの調査では、会社・官公庁等の独身寮については棟ごとにまとめて一つの世帯としていたが、昭和 55 年からは、それぞれ一人を一つの世帯としている。